

令和7年度山形県放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策
支援事業費補助金（令和7年1月～令和7年6月）交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、電気料金及び飼料費の高騰が県内の放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者（以下「事業者」という。）に及ぼす影響を緩和し、その経営の維持・安定を図るため、事業者における電気料金及び飼料費のかかり増しに要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、「放流用種苗生産団体」とは、県内に事業所を有し、放流用の種苗の生産及び出荷の実績を有する、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に定める組合又はそれに準じる団体をいう。

2 この要綱において、「内水面養殖業者」とは、県内に事業所を有し、河川、湖沼等を利用して水産動物の養殖事業を行う、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小事業者であるものをいう。

（補助金の額）

第3条 電気料金のかかり増しに要する経費に係る補助金の額は、次の算式により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

算式

$$A \div 1.135 \times 0.135 \times 1/2$$

算式の符号

A 放流用種苗生産施設又は内水面養殖施設に係る令和7年1月1日から同年6月30日までの各月分の電気料金支払額の合計額

2 飼料費のかかり増しに要する経費に係る補助金の額は、次の算式により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

算式

$$B \div 1.363 \times 0.363 \times 1/2$$

算式の符号

B 放流用種苗又は内水面養殖魚の生産に係る令和7年1月1日から同年6月30日までの間における飼料購入費の合計額

（交付の申請）

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（別記様式第1号）
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの
- (3) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、

店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。
- 3 事業者は、補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書により交付の申請をした事業者は、補助金交付申請書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（別記様式第2号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の決定）

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、令和8年度から5年間保管しておかなければならない。

（補助金の支払）

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月2日から施行する。

殿

令和7年度山形県放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策
支援事業費補助金交付申請書

申請者情報 (該当する□にレ点を入れるか、■に塗りつぶしてください。)

☐ 放流用種苗生産団体
種苗の種類 ☐ サケ ☐ アユ ☐ その他（具体的に記入：_____）
☐ 内水面養殖業者
養殖魚の種類
☐ 食用コイ ☐ 食用フナ ☐ マス類 ☐ 観賞魚（錦鯉） ☐ 鑑賞魚（金魚）
☐ その他（具体的に記入：_____）

別記様式第 1 号

補助金所要額調書

1 電気料金のかかり増しに要する経費に係る補助金

対象月	放流用種苗生産施設又は内水面養殖施設に係る電気料金支払額
令和 7 年 1 月分	円 (消費税抜き)
令和 7 年 2 月分	円 (消費税抜き)
令和 7 年 3 月分	円 (消費税抜き)
令和 7 年 4 月分	円 (消費税抜き)
令和 7 年 5 月分	円 (消費税抜き)
令和 7 年 6 月分	円 (消費税抜き)
合計①	円 (消費税抜き)
補助金所要額①	合計①÷1.135×0.135×1/2= 円 (千円未満切捨)

(注) 電気料金の支払の事実を証明する書類を添付すること。

2 飼料費のかかり増しに要する経費に係る補助金

放流用種苗又は内水面養殖魚の生産に係る令和 7 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間における飼料購入費	
合計②	円 (消費税抜き)
補助金所要額②	合計②÷1.363×0.363×1/2= 円 (千円未満切捨)

(注) 飼料購入費の支払の事実を証明する書類を添付すること。

3 補助金所要額合計

①+②=	円
------	---

番 号
令和 年 月 日

山形県知事 殿

事業者 事務所所在地
名 称
代表者の職・氏名

令和 7 年度山形県放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策
支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け水振第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、令和 7 年度山形県放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 4 項の規定により下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 規則第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け水振第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
(補助金返還相当額) | 金 | 円 |

(注) 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。